

令和7年度 環境保全型農業直接支払交付金の概要

農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

農林水産省は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っています。



1 対象者

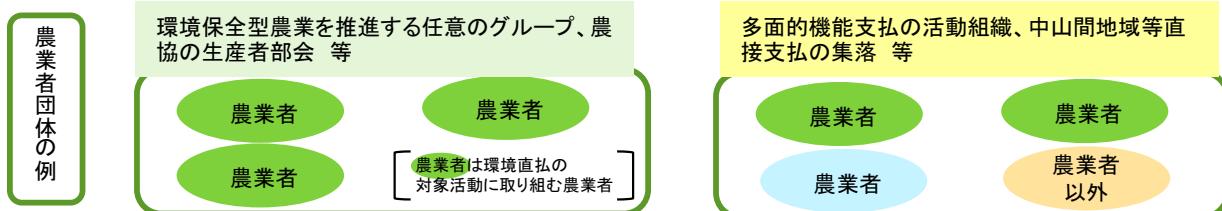
農業者の組織する団体、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となるには、次の要件を満たしてください。

- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ② 環境負荷低減のチェックシートの各取組について、チェックしていること
- ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)に取り組むこと

(1) 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々により構成される任意組織が対象となります。

※農業者の組織する団体(以下「農業者団体」といいます。)は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。



(2) 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)は、以下のいずれかの条件に該当して市町が特に認める場合に対象となります。

- ① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動(以下「対象活動」といいます。)の実施面積が、耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者(土地利用型作物以外については2割以上となります。)
- ② 複数の農業者で構成される法人
複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)

2 支援対象取組

※取組の実施に伴うコストを国、県、市町が2:1:1の負担割合で支援します。

対象取組	支援単価
有機農業※ (炭素貯留効果の高い有機農業に取り組む場合)	14,000円／10a (+2,000円／10a)
有機農業(そば等雑穀・飼料作物を作付けする場合)	3,000円／10a
堆肥の施用	3,600円／10a
緑肥の施用	5,000円／10a
総合防除	4,000円／10a
総合防除(そば等雑穀・飼料作物を作付けする場合)	2,000円／10a
炭の投入	5,000円／10a

※取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向け、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者に対して、その活動によって新たに有機農業の取組を開始した農業者の取組面積に応じて4,000円／10a支援。

注

- ・交付金は、申請面積全てではなく、取組面積(畦畔等を除いた実施状況確認後の面積)に応じて交付します。
- ・申請額が予算を上回った場合は、交付金が減額されることがありますのでご承知ください。

1

有機農業の取組(化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)

堆肥(有機物)や緑肥、有機質肥料等の有機物を土壤に施用することで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献する取組
また、化学合成農薬を使用しない栽培により、生物多様性を保全する取組

《チェックポイント》

- ①□ 播種または植え付け前2年以上(多年生の作物では3年以上)から使用禁止資材を使用しないこと
(有機農産物の日本農林規格を参照)
- ②□ 石川県「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等に定められた土づくり技術を導入していること
- ③□ 周辺から使用禁止資材が飛来又は侵入しないように必要な措置を講じること
- ④□ 有害動植物の防除を適切に実施すること
- ⑤□ 組換えDNA技術を利用していないこと
- ⑥□ 放射線技術を利用していないこと
- ⑦□ 加算措置(+2,000円／10a)を受ける場合、土壤診断の実施に加え炭素貯留効果の高い有機農業(堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかの取組)を実施すること

農産物に「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要があります。

2

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と堆肥の施用を組み合わせた取組

堆肥(有機物)を農地土壤に施用することで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献する取組

《チェックポイント》

- ①□ C/N比(炭素率)10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること
- ②□ 水稲は10a当たり概ね0.5t以上、他の作物は10a当たり概ね1.0t以上の堆肥を施用すること
- ③□ 土壤診断を実施の上、堆肥中の窒素及びリン酸の成分量を減肥した施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。また、堆肥施用量は、堆肥由来の窒素成分量が、原則として県の施肥基準等を上回らないよう適切な堆肥の施用を行うこと
- ④□ 主作物が水稻の場合、メタン排出削減対策をセットで実施すること



3

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と緑肥の施用を組み合わせた取組

緑肥を作付けして農地土壤にすき込むことで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献する取組

≪チェックポイント≫

- ①□ 購入伝票等により、品質の確保された種子を標準播種量以上に播種したことが確実と認められること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部(作物体)を土壤に還元すること
- ③□ 主作物が水稻の場合、メタン排出削減対策をセットで実施すること



4

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と総合防除を組み合わせた取組

IPM実践指標に基づく管理によって**化学合成農薬の使用量を低減**するとともに、機械除草による畦畔管理を行って畦畔を生息場所とする生物や畦畔植物の生息・生育環境を確保することで**生物多様性を保全する取組**

≪チェックポイント≫

- ①□ 石川県IPM実践指標のうち、9項目以上を実践していること
- ②□ 次の取組のうち、1つ以上を実施
 - ・畦畔機械除草の実施（主作物が水稻、生育期間中に、除草剤を使用せず、機械除草を3回程度行う。）
 - ・交信攪乱剤の利用（主作物が水稻以外）
 - ・天敵温存植物の設置（主作物が水稻以外）
 - ・天敵等生物農薬の利用（水稻以外、ほ場で利用するもの、有機で利用できるものに限る。）
- ③□ 主作物が水稻の場合、メタン排出削減対策をセットで実施すること

5

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と炭の投入を組み合わせた取組

堆肥(有機物)を農地土壤に施用することで、土壤中の炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に貢献する取組

≪チェックポイント≫

- ①□ 購入炭又は自家製炭を使用すること
- ②□ 原料には、塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないこと
- ③□ 50kg/10a以上の炭を施用すること
(もみ殻くん炭の場合は500L/10a以上も可能)
- ④□ 自家製炭の場合は、農業又は林業を営む上で排出されたものを原料とし、木竹由来、草本由来、もみ殻・稻わら由来(もみ殻くん炭)又は木の実由来の炭であって、市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って製炭したもので十分に炭化していること



≪留意事項≫・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。
※生産緑地とは、市街化区域内のうち、一定の要件で指定された農地等をいいます。

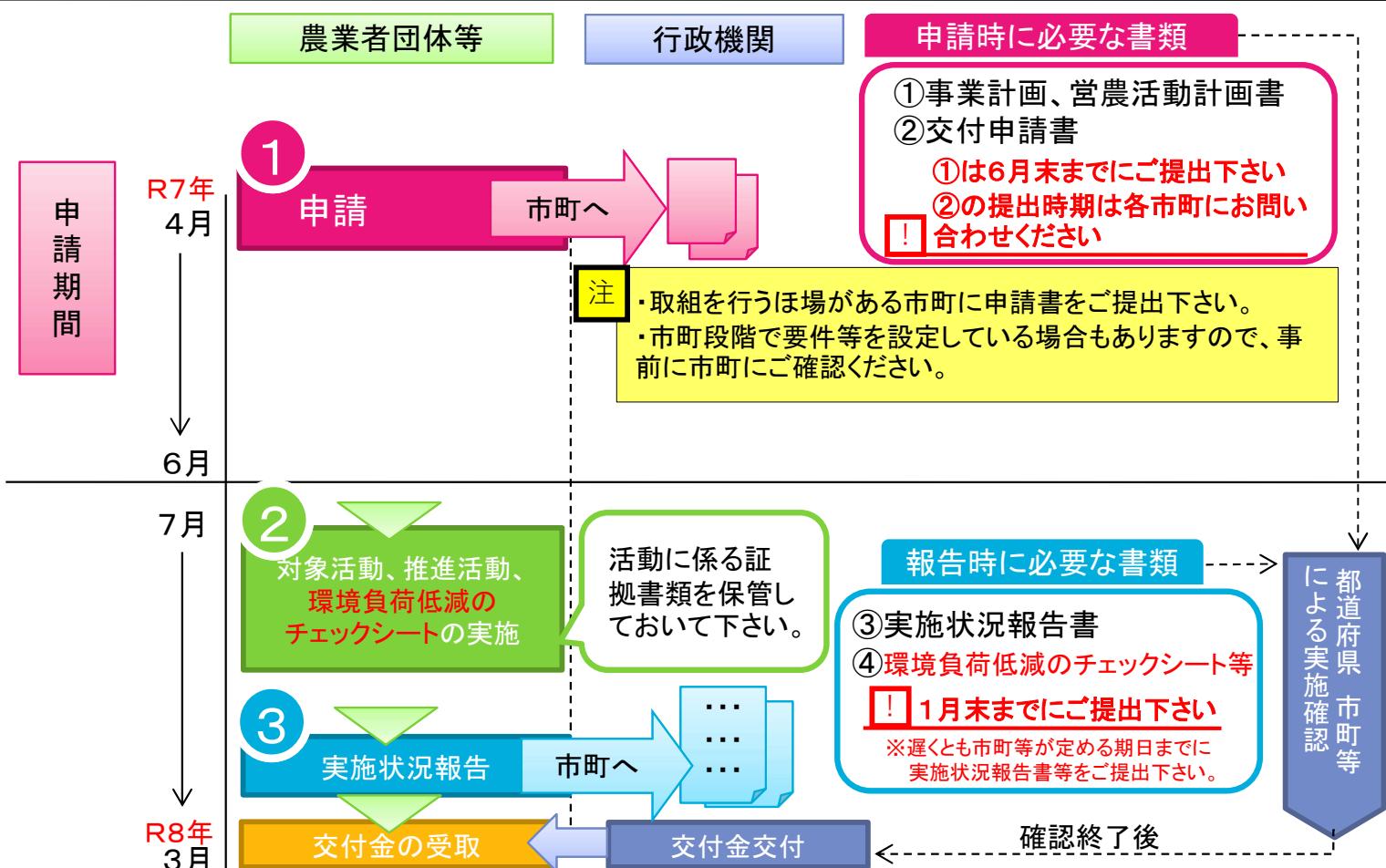
3 推進活動の実施

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」(以下「推進活動」といいます。)として以下に掲げる活動のうち1つ以上を実施する必要があります。

- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
- その他(耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施 など)

詳しくは下記の問い合わせ先まで

4 交付金の交付までの流れ



注 「緑肥の施用」「有機農業」「堆肥の施用」「5割低減」の取組のいずれかが6月30日までに終了する場合は、受付開始以降速やかに市町に必要書類を提出してください。

問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
石川県 生産振興課	076-225-1622	津幡農林事務所	076-289-4158
南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	中能登農林総合事務所	0767-52-2583
加賀農林事務所	0761-72-8511	羽咋農林事務所	0767-22-0001
石川農林総合事務所	076-276-0528	奥能登農林総合事務所	0768-26-2322
県央農林総合事務所	076-239-1750	珠洲農林事務所	0768-82-3111

※ 北陸農政局 生産技術環境課 076-232-4131

環境保全型農業直接支援対策に関する詳しい情報は以下のアドレスに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html